

令和6年12月2日  
政策経営部情報システム課

## 自治体情報システムの標準化について

### 1 概要

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」等に基づき、原則、令和7年度末までに、基幹業務にかかるシステムを国が定める標準仕様に適合したシステム（標準準拠システム）へ移行することが求められるとともに、当該システムをクラウド環境で利用するよう努めることとされている。

本区では、令和8年1月に対象となる基幹系システムの標準化及び国が整備するガバメントクラウドへの移行を予定している。

※自治体情報システムの標準化とは

これまで自治体ごとに個別に維持管理、改修等を行っていたシステムについて、自治体共通の標準仕様にに基づくシステム（標準準拠システム）を利用することにより、システム改修等の負担を軽減し、自治体職員が住民サービスや企画立案業務に注力して行政サービスの向上を図るとともに、全国共通のデジタル基盤を構築して行政運営の効率化を図る

### 2 本区の標準化対象業務

対象業務					
1	住民記録	7	国民健康保険	13	児童手当
2	選挙人名簿管理	8	後期高齢者医療	14	児童扶養手当
3	個人住民税	9	介護保険	15	子ども・子育て支援
4	軽自動車税	10	障害者福祉	16	戸籍
5	就学	11	生活保護	17	戸籍附票
6	国民年金	12	健康管理	18	印鑑登録

※国が定める20業務中、都が所管する固定資産税、法人住民税を除く18業務

### 3 移行困難システムについて

本区の福祉総合システムのベンダーから、令和7年度末までの標準仕様への完全準拠が困難である旨の申し出があり、これを受けて国へ移行困難システムの申請を行った。

なお、移行困難システムとなった場合にも、他のシステムと同様に令和8年1月にクラウド環境への移行を行うとともに、代替機能を活用することにより、区民サービスへの影響はない見込みである。

（標準仕様への完全準拠は令和10年度末を目途に対応）

※移行困難システム…自治体の責めによらない理由で令和7年度末までに移行が困難と国が公表したシステム（令和5年10月時点で移行困難システムとして公表された自治体は、全国で171自治体）

(参考) 福祉総合システム

該当業務名	障害者福祉（障害福祉システム該当業務を除く一部）、 児童手当、児童扶養手当、子ども・子育て支援
-------	--

#### 4 今後のスケジュール

～令和7年5月頃 ベンダーによるシステム設計・開発・環境構築等  
各所管課によるシステム移行に向けたBPR、規程整備等

令和7年 5月以降 各種テスト・検証作業

令和7年11月 移行リハーサル（総合テスト）

令和8年 1月 本番切替（年末年始）

※障害福祉システムは、令和8年3月に移行予定